

米国の関税措置にかかる対応について

京都銀行（頭取 安井 幹也）は、米国政府の関税措置等により影響を受けられる事業者さまを支援するため、本日（2025年4月7日（月））からご相談窓口を設置するとともに「米国による関税措置等対応特別融資」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

1. ご相談窓口の設置

米国による関税措置等で、直接的または間接的に影響を受けられた、またはそのおそれのある法人・個人事業主のお客さまを対象に、全営業店において、新規ご融資やご返済などに関するご相談窓口を設置いたします。

※各店舗の営業時間は[こちら](#)をご覧ください。

2. 「米国による関税措置等対応特別融資」概要

商品名	「米国による関税措置等対応特別融資」
対象となるお客さま	米国による関税措置等で、売上の減少や調達コストの増加など、直接的または間接的に影響を受けられた法人および個人事業主の方
資金使途	運転資金
融資金額	5億円以内
融資期間	運転資金：5年以内 ※信用保証協会を利用される場合は、当協会が認める期間
融資利率	変動金利制（お客さまのご事情を考慮のうえ個別に対応させていただきます）
融資形式	証書貸付、手形貸付
返済方法	元金均等月賦返済 ※1年以内の返済据置も可能
保証人・担保	お取引店にてご相談下さい。
取扱期間	2025年9月30日（火）までのお申し込み受付分
取扱店	全店（出張所、ネットダイレクト支店、振込専用支店を除く）

※借入には一定の条件がございますので、窓口でご相談ください。

以上